

自然災害は 待ってはくれません!!



自然災害はいつ起こるかわかりません。自然災害の発生を防ぐことはできませんが、事前の備えによって被害を少なくすることはできます。自分自身やまわりの大切な人の命を守るために、日頃からの備えや避難行動について考えておきましょう。



避難行動について

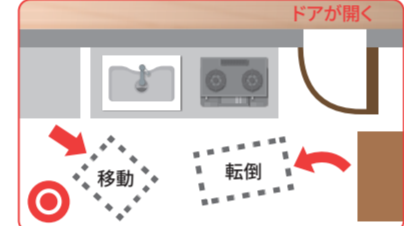
災害が起こったとき、移動に危険が伴う場合や自宅が堅牢な建物の場合、避難所へ避難することが最善の選択とは限りません。「在宅避難」や「分散避難」も選択肢に含め、それぞれの状況にあった避難方法をあらかじめ考えておくことが大切です。



避難行動の検討

避難所・避難ルートを確認しましょう。避難所が過密状態になることを防ぐことも重要です。下の図を確認し、可能な場合は「在宅避難」や「分散避難」の避難行動をとりましょう。

在宅避難をするためにも、まずは家具の固定や、配置を見直し、転倒防止に努めましょう!



災害発生

風水害や地震等により、自宅に浸水や倒壊のおそれがありますか?

はい → 安全な場所に親類宅や知人宅はありますか?

はい → 分散避難 親類宅や知人宅へ避難



いいえ → 在宅避難 自宅で安全を確保

いいえ → 避難所へ避難 感染予防対策をして避難所へ避難



日頃からの備え

下記は一例です。個人や家庭の事情にあわせた備蓄を考えましょう

非常持ち出し品

避難が必要になったときにすぐに持ち出せるよう普段から準備・点検をしておいてください。

- 【非常食】 ■飲料水 ■乾パン ■缶詰
- 【生活用品】 ■懐中電灯 ■携帯ラジオ ■乾電池 ■軍手、手袋 ■レジャーシート ■ブランケット ■簡易トイレ ■タオル ■ポリ袋 ■生理用品 ■トイレットペーパー ■ウェットティッシュ ■予備メガネ ■コンタクトレンズ ■ガムテープ(布製) ■筆記用具、油性マジック ■モバイルバッテリー 等
- 【救急用品】 ■毛抜き ■消毒液 ■ガーゼ(滅菌) ■ばんそうこう ■包帯 ■マスク ■常備薬、持病薬 等
- 【貴重品類】 ■現金(公衆電話用小銭) ■車・家の予備鍵 ■預金通帳 ■健康保険証 ■運転免許証 ■パスポート ■特別永住者証明書 ■マイナンバーカード 等

非常備蓄品

救護物資が届くまでの1週間分程度、自足できるよう備えておいてください。

- 【食料品】 ■飲料水 ■缶詰 ■レトルト食品 ■インスタント食品 等
- 【生活用品】 ■給水用ポリタンク ■カセットコンロ ■ガスボンベ ■ティッシュペーパー ■ウェットティッシュ ■紙皿、紙コップ ■割り箸 ■ラップフィルム ■長靴 ■簡易トイレ ■タオル ■歯ブラシ ■ポリ袋 ■水のいらぬシャンプー ■ロープ ■ランタン 等



日頃から備えておけば、もしもの時は少しは安心できるっぴー

災害情報の入手方法はここから

東住吉区 水害ハザードマップ

東住吉区 防災マップ

市民防災マニュアル

市民防災マニュアル

大阪市防災アプリ

iPhone・iPad用

Android端末用

家族構成に合った備蓄品目が表示される「備蓄品チェックリスト」が便利です!

個別避難計画をご存知ですか?

近年多発している災害において、高齢者や障がい者等多くの方が犠牲となられています。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。東住吉区では、災害が起こった時に一人でも多くの避難支援をできるよう、個別避難計画の作成に取り組んでいきます。



個別避難計画って何?

災害が発生した際に、ひとりでは安全な場所に避難することが困難な方(避難行動要支援者)、一人ひとりに対する避難を支援することができるよう、避難行動要支援者の状況や避難先、避難を支援する方(避難支援等実施者)などを記載したものです。避難行動要支援者の同意を得た場合に、作成を進めます。



塩屋区長



避難行動要支援者って?

災害時に自力で安全な場所に避難することが困難な方を対象として、次の方々を避難行動要支援者としています。



介護が必要な方

要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

日常生活に支援が必要な方

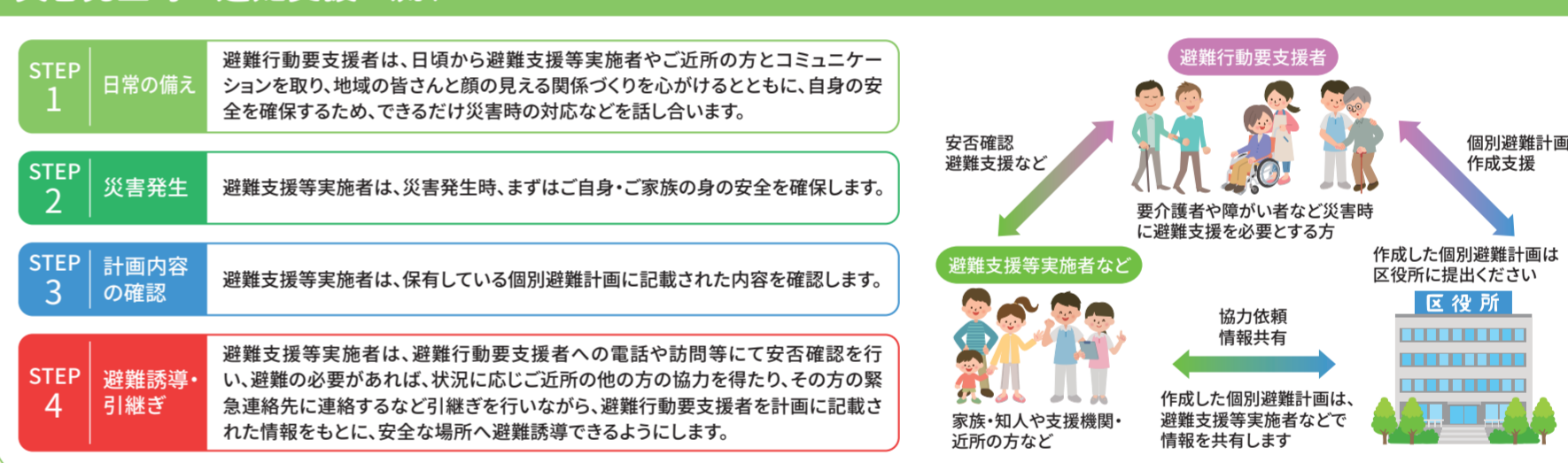
身体障がい1級・2級、知的障がいA、精神障がい1級、視覚障がい、聴覚障がい3級・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級

医療装置が常に必要な方

人工呼吸器装着など、医療機器などへの依存度が高い難病患者



災害発生時の避難支援の流れ



- よくある 質問コーナー
- Q 個別避難計画は必ず提出しないといけないのですか?
- A 個別避難計画に記載された情報を関係者等が共有することに同意しない場合は提出を求めません。ただし、個別避難計画は避難を支援する方(避難支援等実施者)のほか、関係者等と情報を共有することで、より効果を発揮することから、個別避難計画を提供することについて同意の上、提出いただきたいと考えています。
- Q 避難支援等実施者はどのようなことをすればよいのですか?
- A 避難支援等実施者とは、災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認・情報伝達・避難のお手伝いなどの支援に携わっていただく方です。ご自身の身の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いします。
- Q 避難支援等実施者はどのように決めればよいのですか?
- A 避難行動要支援者と日頃から親しくしている方がおられる場合は、避難支援等実施者となりうる方としてお考えください。避難支援等実施者はできるだけ早く駆け付けられるように、お近くにお住まいの家族や隣近所の顔見知りの方や町会の同じ班の方などが望まれます。
- Q 避難場所はどのように決めればよいのですか?
- A 避難場所は、小学校や中学校などの災害時避難所、水害時避難ビルなどがあります。防災マップなどを参考に災害の種類や地域の条件を考慮し、命の安全が確保できる場所を想定してください。また、自宅を過ぎる場合は在宅避難(水害が想定される場合はマンションの3階以上など)、自宅を過ぎない場合は安全な、友人・親せき宅への分散避難も選択肢となります。

個別避難計画を作成しましょう!

災害に備えて、避難行動要支援者や家族等の関係者で災害時の対応等を話し合い、個別避難計画を作成しましょう。作成した個別避難計画は避難行動要支援者や避難支援等実施者、関係者の同意を得て、区役所へ提出してください。

提出先 〒546-8501 東住吉区東田辺1丁目13番4号 5階54番 東住吉区役所区企画課「防災担当」

個別避難計画書

様式はこちらからダウンロードできます!

不明な点や気になることは、防災担当にお聞きください